

人計第9062号
18.9.22
一部改正 防人計第354号
19.1.9
一部改正 防人計第4872号
30.3.27

施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
防衛監察官
防衛装備庁長官

人事教育局長

外国旅行命令の発令手続に係る留意事項について（通知）

標記について、防衛庁・自衛隊を取り巻く環境の変化に対応し、公務の円滑な運営及び国費の適正な支出を一層促進するため、外国旅行命令の取扱いについて（防人1第4836号。53.9.20。以下「通達」という。）に基づき防衛庁長官（以下「長官」という。）の承認を受けようとする場合は、特に下記の事項に留意して旅行案を作成することとされたので通知する。

記

1 危機管理機能の低下の防止

- (1) 統合幕僚長は、部隊運用に関して防衛大臣を補佐する責任を一元的に有することから、その旅行が部隊運用に与える影響に配慮すること。
- (2) 各幕僚長は、それぞれ隊務に関し最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する立場にあることから、複数の幕僚長による同時期の旅行は慎重に取り扱うこと。

(3) 情報本部長は、部隊運用に必要な情報支援を含め、防衛大臣による意思決定に必要な情報支援を実施する立場にあることから、その旅行は国際情勢等を十分勘案すること。

(4) 次の表に掲げる幕僚長及び防衛大臣直轄部隊の指揮官は、それぞれ防衛大臣の指揮監督を受け、主要部隊の隊務を監督又は総括する立場にあることから、同表の左欄に掲げる幕僚長とそれぞれ右欄に掲げる者とが同時期に旅行を行うことは慎重に取り扱うこと。

統合幕僚長	陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、地方総監、航空総隊司令官又は航空支援集団司令官
陸上幕僚長	陸上総隊司令官又は方面総監
海上幕僚長	自衛艦隊司令官又は地方総監
航空幕僚長	航空総隊司令官又は航空支援集団司令官

(5) 旅行期間中の休日の取扱いを含め、旅行は必要最小限の期間とすること。

2 社会通念に沿った旅行内容の確保

社会通念に沿った旅行内容となるよう、旅行期間の短縮や随行者の縮減等に努めること。

3 その他の留意事項

(1) 旅行先の重複を極力避ける等、効率的な業務遂行の観点を十分踏まえるよう留意すること。

(2) 防衛省・自衛隊に関わる重要な事項について国民的な議論が行われている場合など、その時期の旅行が防衛省全体の業務遂行に支障を及ぼすことのないよう留意すること。

(3) 防衛省全体として効果的な旅行が実施できるよう、関係部局は一層緊密かつ前広に連絡調整を実施すること。